

平成22年度水源林造成事業評価技術検討会（期中の評価）議事録

1 日 時：平成23年2月18日（金）13：00～16：00

2 場 所：農林水産省三番町共用会議所

3 出席者：

委員

日本大学生物資源科学部 森林資源科学科 教授	井上 公基
岩手大学 農学部 教授	岡田 秀二
女優・やおよろずの森 代表	葛城 奈海
特定非営利活動法人 森林をつくろう 理事長	佐藤 和歌子
東京大学大学院 農学生命科学科 教授	丹下 健

林野庁

整備課長

肥後 賢輔

独立行政法人森林総合研究所

森林業務担当理事

山口 正三

4 議 事

事務局 ただいまから平成22年度水源林造成事業評価技術検討会を開催させていただきます。

私、今回事務局を担当させていただきます、林野庁整備課の勝占と申します。よろしくお願いします。

はじめに本日ご出席の委員の先生方のご紹介をさせていただきます。

こちらから順番にご紹介させていただきます（佐藤委員、井上委員、丹下委員、岡田委員、葛城委員の順に紹介）。

次に森林総合研究所森林農地整備センターの山口業務担当理事です。

林野庁整備課の肥後です。

それでは、検討会開催に当たりまして、林野庁整備課の肥後よりご挨拶申し上げます。

事務局 改めましてありがとうございます。今年度の評価技術検討会開催に当たりましてご挨拶申し上げます。

委員の先生方には年度末大変お忙し中にご出席いただきましてありがとうございます。日頃から水源林造成事業ということで、それを始めとして私共の森林行政全般に渡りましてご指導いただきまして、本当にありがとうございます。この場を借りてお礼を申し上げます。

ご承知のように、水源林造成事業というのは、これまで46万ヘクタールという面積を造成してまいりました。名前のおとり水源の元になっている森林、なおかつ、地元の方の力だけではなかなか造成が進まない部分を、公的な管理で森林にしていくという目的の下に進めてまいった訳であります。

色々と長い年月で森をつくるもんですから、それぞれの時代にあった要請にきちんと応えているのか、それが引き続き役割を十分に果たされているのか、というようなご指摘もありまして、色々なご意見を伺いながら続けて来ていますけれども、ご承知のように昨年末に決まりました、これからの森林・林業再生プランの中の位置づけの中で、水源林造成事業というのは、急傾斜地で標高が高いところ、森林造成が個人所有者の方の力に任せていてはできない、というところを公的な仕組みで森林整備していくということで、難しい言葉でいうと、公的主体によるセイフティーネットの一手法、と言うことで水源林造成事業を位置づけられ、

役割を明確されたというところであります。

私共としては、今後もそういう場所がまだいくらかございますので、そういう水源の元になっている森林で、やっぱり公的な管理をきちんとしていかなければいけないと思われる場所で造成を進めていきたいと思っていますけれども、先程申しましたように、透明性ですとか費用対効果は、どのような事業についても厳しく求められているところですので、今日この場で十分なご議論をいただきまして、今まで進めてきた事業の内容についてご審議いただきまして、適切なご指摘を頂ければありがたいと思います。

今日の会議が実り多く進みますことを願ひましてよろしく申し上げます。

事務局　それでは、議事に入ります前に、本日の配付資料を説明させていただきたいと思います。

(資料説明)

事務局　本日は、現委員会の最初の検討委員会ですので、座長の選任をお願いしたいと思います。

規約に基づきまして、委員会の座長は委員の互選により選任することになっております。どなたか、委員長にご推薦いただける方がいらっしゃれば、と思っていますが。

委　員　僭越ですが、推薦させていただきたいと思います。この委員会を長いことやっておられますし、森林管理技術の専門ということもあって、この委員会、検討会は技術評価をきちっとするという委員会です。その意味合いから、丹下先生に座長と言いましょうか、取りまとめ役をお願いできれば幸いですと思います。よろしくご審議お願いします。

事務局　他にございましょうか。

委　員　賛成です

事務局　それでは丹下先生、よろしゅうございましょうか。
ではご指名いただきました丹下委員、座長席へ。
早速ではございますが、座長よりご挨拶をお願いしたいと思います。

座　長　本年度からといいますか、座長を引き受けさせていただきます、東京大学の丹下と申します。

先程、林野庁の勝占さんよりご説明ありましたように、水源造成事業そのものが非常に異議深いものがありますし、またそういう山で森林造成活動している人にとっては、社会にとって非常に重要なことだと認識しております。

一方、非常に大きなお金を使う事業でありますし、このようなご時世でもありますので、正当性といいますか、効果があるということをきちっと説明していく責任があると思います。

それを担っているのがこの評価委員会だと思っていますので、きちっとした技術的な視点に立って評価を行うことを是非ともやっていきたいと思っています。ご協力をよろしくお願いいたします。

事務局　それではこれ以降の議事進行を座長をお願いしたいと思います。

座 長 それでは、議事の進行をさせていただきたいと思います。
 まず、本日の議事のスケジュールにつきまして事務局よりご説明いただければ
 と思います。

事務局 本日の予定につきましてご説明させて頂きたいと思います。
 まず、評価の議論に先立ちまして、最近の水源林造成事業をとりまく情勢とい
 たしまして、事務局の方から、森林林業基本政策委員会の最終取りまとめの内容、
 あるいは、特別行政法人森林総合研究所の中期目標期間終了時における組織業務
 全般の見直し等についてご説明させていただきます。

 次に評価の本題に入りまして、今年度の期中評価対象になります、実施地区、
 及び、期中評価の評価個表案につきまして説明し、委員の方々のご意見を伺いた
 いと思います。

 その次に3つめとしまして、これまで期中評価を踏まえての事業実施への反映
 状況につきましてご説明したいと思います。

 最後に、今回期中評価、今まで実施してきた訳ですが、その期中評価の評価単
 位の見直しについて事務局で検討していますので、その状況についてご説明させ
 ていただき、ご意見いただきたいという風に思っています。

 本日の予定については以上でございます。

座 長 ただいまご説明ありましたような議事の進行でよろしいでしょうか。
 よろしければ進めさせていただきます。
 まず、資料5・6でしょうか。ご説明いただけたらと思います。

事務局 事務局から、冒頭、水源林造成事業を評価そのものではなく、この事業をとり
 まく大きな最近の社会的な動きについて、簡潔にご説明させていただきたいと考
 えています。

 一点は、資料の5番でございます。

 「森林・林業再生プラン」を一昨年の12月に農林水産省として策定いたしまし
 て、それについて具体的に取り組みを進めていくということで、いくつかの委員
 会を設けまして議論をいただきまして、昨年11月の段階にこういった形でとりま
 とめが行われてというものでございます。

 実は、この委員会は、岡田委員が座長を務められた委員会として、私ごときが
 説明するのは釈迦に説法でございますのと、今回新たにご参画いただきました3
 人の委員におかれましては、先般1月に現地調査の機会を設けさせていただき、
 その際、本文で詳しく概要版を説明させていただいておりますので、ここでは、
 確認と言う意味で極めて簡潔に概要版をご説明させていただけたらと考えており
 ます。

 もう一点は、資料の6番でございます。

 本事業は独立行政法人森林総合研究所において実施している事業です。独法の
 業務については、独法通則法に基づいて中期目標を定めることとされていますが、
 平成22年度末をもって森林総研の中期目標期間が終了しますので、組織・業務全
 般の見直しが必要となります。

 このほか、独法全体の事務・業務についても見直しが進められておりますので、
 これらに係る情勢報告をさせて頂きたいと考えております。

(資料5・6説明)

座 長 ただいまのご説明に対して、何かご質問等ございませんか。
造林木の分収とか、分収契約していると、収入についての適切さというのは具体的には何か基準的なものはあるのですか。今の・・・木材価格に照らし合わせて。

事務局 一定の現状の材価とか、もろもろの非常に超長期の事業ですので、なかなか予測が難しいところがあるのですが、一定の前提を置いた上で試算をこれまでも行っています。

試算そのものといいますよりは財政投融资資金、借入金の対象事業につきまして、財務省の理財局のほうで政策コスト分析というものを統一的にやることになっていて、その基礎データとしてそういった試算をしていたのですが、今回総務省の委員会の方にいろいろヒアリングを受ける中で、こうした趣旨の指摘がありましたので、工夫をしながら対応していきたいと考えています。

座 長 対象とする森林が奥地で標高が高いと言うことで通常の木材生産で林業が行われる場所に比べると成長なり、収穫、蓄積とかはなかなか増えない場所でやっているということで、どうしても儲かるわけではないでして、それでも必要なところ、木材収入は当然ないと、その後が続かないので、実際には分収した後というのは各自治体なり、森林所有者が再造林をして水源林としての機能を維持していくのが前提だなどと思っておりますので、そういうのが成り立つようなところまで持っていくというのが我々のやることである、という理解でよろしいか。

事務局 結構でございます。

座 長 何かございますでしょうか。
初めての方もいらっしゃるの、何か解らないこととか
収入のところは、今の木材収入という部分と、水源かん養機能ですとか、公益的機能のうち水源かん養機能に直接的間接的関わらず金額に評価して、ベネフィットという形にしています。木材収入だけですと当然赤字になるので、それを上回る水源かん養機能、綺麗な水を供給する、その水を利用し、土砂の流出を防ぐとかですね、そういったような効果が期待できる場所に限って行うということになっています。
お金という話をされると、今の状況は厳しいかなと思いますが、それはきちっと説明できると、森林総研としてきちっと説明いただけると言うことでよろしいか。

事務局 一点補足させていただきますと、元々この事業昭和36年に発足いたしました際は、まさしく公益的機能の発揮を目的としているということで全額国費で始めたわけですが、一時はげ山もたくさんあって、国の財政も厳しいと言う時代に一部借入金を導入しまして、平成14年度以降の植栽地については再び全額国費に戻っておりますので、いわば、水源林造成事業全体の一部についてこういう過去の課題を背負っているというようにご理解いただければと思います。

座 長 今、各地方自治体で森林整備税とかそういったような広くお金を集めて森林整備のお金をつかうという仕組みもできているので、そのなかでも厳しいところ、広域に渡るところをこの事業はやっているということでしょうか。

事務局 はい。

座 長 それでは、事業をとりまく状況につきましては、これくらいにしまして、次期中評価の対象に移りたいと思います。

事務局から説明をお願いします。

(資料7説明)

(資料8・9説明)

事務局 もし途中で何かコメントとか、ございましたらお願いします。
なければ、説明を流していきます。

座 長 何か今までのところでわかりにくいとかございましたら質問していただいた方がいいかと思います。

少し細かい話がかかなりございましてわかりにくいかと。

ずっと保育作業という言葉を使われているわけですが、列状間伐等を行っている場合、収入間伐というものも一部行われていると思いますが、そういったものの収入の評価っていうものは、今回反映されているですか。昭和40年頃に植えている、40年生以上という、通常であれば収入間伐、利用間伐ですよね。

少しでも収入をあげろという指摘もありますので。

最初のところで、40年以上経っているところで5年間の間に一回改植ですか、やったという判断をしたけども、契約の問題も含めて壮齢期になって改植というものの適切さといいますか、これについてはどのようにお考えですか。

事務局 壮齢期の改植ですか。

座 長 ええ。

事務局 最初に植栽したなかで、改植をしてまして。

それについては、そういった状況、被害の所在という上で改植されたものでございましょう。

契約者と協議いたしまして、どうするのかと、更に植えた上でそこに造林木を育成するか、あるいは、そこはもう造林・改植するのはやめて、自然の推移に任せようと、その辺は契約者との協議の中で決めていくと。

座 長 都度、費用負担が発生するわけですね

事務局 そうですね。こちら法人といたしましても、費用負担の立場から、改植することによって造林の可能性、成林の可能性というものは判断させていただいた上で契約者と協議をということでございます。

それから先程ご質問で、列状間伐など、売る間伐をやった場合の収入が便益に入っているかということでございますが、間伐の販売代金につきましては、あくまで間伐ということは、森林整備のためにやっているという見方をしまして、ここですいう木材生産等便益というのがありますが、これはあくまで主伐の部分だけを入れていると、これは水源林造成事業だけではなくて、この評価にあたってのマニュアルがございまして、この森林整備共通でですね、そういう考え方で計算しているということでございます。

座 長 間伐収入については分収しないということですか。

事務局 売るものは分収になります。

座 長 ということは収入があるということか。

事務局 収入はあります。ただ調査経費とか補助したりしますので、ごく僅かなものかと。

座 長 それはわずかととは思いますが、

事務局 ございます。

座 長 適宜、密度管理が必要なわけですから、その費用がゼロですめば、それはメリットなわけで。

事務局 そうですね、売れるものは極力売ってというように思いますけれども。

座 長 そういったものを造林経費の削減という意味合いとしてはきちっとやって、売りやすい製品、それが水源かん機能を損なわないような形で保育経費を浮かせるということも一つの努力であろうかと思しますので。

研究所 私も間伐をやるときに、丹下先生がおっしゃったように列状間伐もやっていますけれども、それ以外に定性的な間伐と言いますか、抜切りの間伐もやっています。

 と言いながら、経済的な収入を得るというのは、列状間伐の方が、コストは安く上がる訳ですから、そういう選択肢もあるわけですが、やはり、機能と関連して選択していかなければというの也有ります。

座 長 それから資料のくくり方として、B/Cをいくつか平均値として表されていますけれども、一つは、沢山の箇所数ありまして、順調にいつているところは行って欲しいですけども、B/Cが1近づいている箇所とか、あるのかなのか、そういったような情報を出していただけると沢山のの人に評価してもらう時に、どこにどうい問題点があって、どういったところをチェックしていくかという意味合いでは検討しやすいのでは。だいたいB/Cで1を超えているんですか。

事務局 全ての箇所においてB/Cで1を超えているというというのはございますが、確かに箇所ごとによってB/Cの値というのは相当な変動があり得ますので、そういったものについては今回の資料には反映されておりませんが、表現は検討したいと。

座 長 3,000箇所あまりもあるのですが、一つ一つ箇所毎にあるということですか。

事務局 算術技法的な部分で解説いたしますと、本日の議題の後半の部分で説明する、どういうユニットで評価をするかということと密接に関連してくるのですが、個々の箇所のB/Cを計算して集計する仕組みではなく、評価のユニットの全体でのBとCをそれぞれ出し、それで全体のB/Cを出すという仕組みになっているので、この作業上での箇所毎の内訳は出てこない仕組みになっています。ただその時に、そのロットが東北北海道整備局全部という問題があって、それは別の議題としてご提案させていただきます。

座 長 たくさんの箇所を適正に透明性があって評価している。それは次の議題になるのかもしれませんが、検討していきたいと思ひます。

委 員 確かめたいのですが、間伐収入は分収してるんですか。

研究所 はい。利用間伐によって一部は利益が出るので、植えたものについては当然その収益を分収します。

委 員 その時に先程のような売る段階のコストはでできますけれども、例えばB/CをだすことになるとBとCのところは、費用としてトータルの費用ですよね。そうすると、その段階でCをだすときには、売上のところはコストとしてマイナス計算をきちっとしないとでてこない。例えば資料8-1-1の1ページ、2つ目の総費用にきちっと反映しているかどうか。

事務局 資料10の費用対効果分析の2ページの総費用の中に、間伐のための経費というものでできます。先程も申し上げたとおり収入の方は育成の過程ではなく、最後に主伐の時に計上するという形なので、間伐の収入はBには見込んでない。Cについては、ここの総費用のところの一部として、間伐の経費を見込んでいるということです。

(資料10説明)

委 員 ということは収入は、ここにまるめて入ってきていない。

事務局 はい。入っていません。

座 長 ということはB/Cは小さめにできてる。

事務局 小さめといいますか…言い方ですが。

座 長 過大評価はしていないということですかね。

事務局 その点は、厳しめで見るのが基本かと…。

委 員 そういう作業のときに、地元の雇用の創出というのは、当然Bに加算されるというのはありますか。

事務局 それはされておられません。

座 長 そうすると、水源かん養機能近辺の評価のみということですか。

委 員 地元では実際にはかなり雇用の創出を期待されているのでは。

事務局 はい。まさしくご指摘の通りで、造林というものは人件費というか労賃の比率が高いということで、地元で期待されているのがございます。ただ公共事業の評価にあたっての手法というのは、他の事業と共通する部分もあって、一定の考え方のもとで、マニュアル化がされていますので、それに即してやっているということでもあります。ただそれで捕捉できないものもあるというのも十分認識しておりまして、B/Cというのは数量化しやすいという部分についてだけ入っているという理解です。

座 長 この事業があることによって、その山に係わる人が近くに住んでいられる、だから事業が行えるというのが当然あると思いますけれども。今のこの数値の出し方であるとか、こういった資料であるとか、こういったものが欲しいとか、それはまた議論の方で再度させていただきますけれども、この数字がどのような形から出されていて、評価というか、適正かどうかというものも議論しなければいけない問題ですし、より透明性を高めるためにどういう対応をしていったらいいのかというのがありますので。

委 員 今お答えいただいたのが私の疑問の答えであると思いますけれども、例えばこの便益の中に生物多様性便益とか入っていないのも数値化しづらいところ。

事務局 そうのことだと思います。公益的機能評価においては、適正に数値化することが、現実的には難しいものであるということだと思います。

日本学術会議で森林の公益的機能の評価について検討頂いて、これは公共事業評価のためにということではなくて、アカデミックな意味で一定の試算を頂いたときの、これとこれは数値で評価できるね、という議論がありました。その中で、生物多様性みたいなことは定性でしかできないけれども、炭素保全便益は計算できるといったことがございまして、それが、ここでの公益的機能の評価と下敷きとなつてございます。

事務局 今の資料の10の17ページ、これが費用対効果分析のマニュアルで、この中に生物多様性の保全便益の評価がございまして、定量的に把握することが困難であるとされています。

ご指摘のように便益を計算して多くしたいんですけども、自分たちに得するようにしたんじゃないかという指摘がどうしても付きまといますので、これはまだ途上にありまして、林野庁で調査をまだ継続してやっております。便益のカウントの仕方、座長がおっしゃったような、その他にもいろいろあるんじゃないかということ、そもそも計量の把握の仕方が問題があるんじゃないかとか、それぞれ外部からも指摘はございまして、そういう意味ではまだ完成品ではない部分もあって、生物多様性のように時代時代で新たに要請されるような機能もあるものですから、それについては70点ぐらいで済んでいるところ、そうすると役所の感覚からしまして、あれもこれも入れるではなくて、これならわかっていると説明ができるというものを選んでカウントしているということでございます。

委 員 こうやってみるといろんな便益を頑張って計算しているんですね。飛砂軽減とか風害軽減とか。これは折り込まれているのですか。

事務局 計算式があるものについてはですね。ただそれも、どこまで入れるかというのはある意味、一時的なものでもできますので、なるべく安全を見て考えておりますが、実は見る方によって、入れすぎとか、ご判断の分かれるところはございます。

座 長 今のところで、事業そのものは水源かん養林を作るというための事業ですので、狭い範囲で言えば水源かん養機能だけ、せいぜい土砂崩壊ぐらいまでで、炭素を含むものもあるんだろうとか、という議論も一部ではしております。

森林をつくるということは公益的機能を発揮されますので、それはそうだけれども、事業そのものの目的からしたら狭いと、水源かん養機能、水源林をつくらうと、そのための便益の数があると思います。間接的に出てくるものについて含めると大変な数になりますので、その辺は抑制的になるところはあると思います。

す。

事務局 実際、先程の資料10の2ページの所に便益の総額の表がでていますが、座長ご指摘のように153億ですか、すべての便益。そのうちの92億が水源かん養ということですので、それに関連して山地保全も大きいと、大部分、例示のあったような便益ででているということです。

先程申しましたように、評価マニュアル自体は、林野庁の公共事業全般のマニュアルでして、例えば水源林造成とは関係ないダムとか林道事業とかの評価手法も入っておりますので、このマニュアルの中で2ページを示しているような便益を選んで計算しているということで、ご理解いただければと思います。

座 長 続いて説明をお願いします。

(資料8・9説明)

座 長 広葉樹林化したものについて、前回の期中評価で広葉樹林化すると決めたものについてさらに増えたというものはあるんですか。

事務局 基本的に前回から5年の結果ですので、基本的に状況は変わっていないということです。

座 長 広葉樹林化の面積について、特に前回から計画変更した状況からそのままですか。

事務局 はい。そのままいくということです。

座 長 新たに計画を変更する必要性があるというところは特にないということですか。

事務局 はい。そういう風に考えております。

委 員 広葉樹林化した林分というのは、何か基準はあるんですか。成果が遅れているというものと違いとか、どういう基準ですか。

事務局 資料の注にございますが、林分というのは造林木の1エリア、1区域ということでありますけれども、造林木よりもあとから生えてきた広葉樹の方が多いということです。

委 員 樹種とかは。

事務局 そういうことはないです。造林木以外のものです。

座 長 材的に価値があるないに関係なくですね。

最終的に契約面積があって植栽面積があって、植栽面積の中に広葉樹林化して面積がある。3段階、除地とかそういうのは最初から除かれた部分でありますし、最近ですと、既に広葉樹が契約面積の中に整備されているところは除くと。最初から除いて植えないということを今はしていると。木が生えているところに切って植えることはしないと。

事務局 基本的には無立木地や粗悪林相地、そういうところが対象なんですけど、そういうところでも木が1本も生えてないとかそういうところもありますが、一部、沢沿いには入っていたりとか、そういったところもございますので、そういうところは植栽面積から除外して造林を行うとかやっていると思います。

座 長 林地があって、その中に植えるべきとこと植えなくていいとこがあるということだと思います。
広葉樹林化というのは植えたけれども広葉樹林が入ってきたところを広葉樹林化した場所と、昔は不成績造林地と言ったところですが。

委 員 そういった広葉樹が大きくなる樹種か、あるいは灌木ぐらいで留まっているかというところが、どういう基準なのかってことですよね。

事務局 厳密に利用価値があるものなのか、本当に残していいとこなのか、正直厳密に暗記はしておりません。少なくとも今まではわざわざ切り払って、もう一回植え直すということはしないということで費用を抑えるという方向での、今の時点での判断をしております。

座 長 最初にそこに植えるか植えないかって時には、矮生のものであれば、そこは植えるということ。

事務局 元々が地味がそんなにいいところじゃない、石礫のところですし、高標高地で条件的にも非常に厳しいところですので、木材を生産してお金に換えるというよりは木の生えた状態でおくという観点からすれば、広葉樹であれ針葉樹であれ、水源かん養機能は発揮してくれるわけですので、あまり木材的価値というよりは、森林になっているということで、これからも育てていくんだろうなと考えております。

座 長 それとで、最終的には森林所有者の方が、継続的に森林経営をしていただかないといけないんじゃないですかね。

事務局 それが一番難しいところ。1回限りの契約地で、最初に森林を造成して、次から一度森林になっているので、最初のころのハゲ山の状態ではないので、あとは所有者の方がご自分で造林補助を使っていたらという仕組みに引き継いでいただくという考え方です。

座 長 価値のない木だけだと、意味がないというのもありますので、そのところが難しいですね。
続いてお願いします。

(資料8・9説明)

座 長 今の平成12年の契約地で、植栽面積が前回から3千ha増えているのは契約年から年数が経っているという理解でいいです。

事務局 それにつきましては、契約してからその年に全面積植栽するのではなくて、何年かにわけて植えますので増えると。

- 座 長 5年以上にわたって植えてると。
前回の評価というのは平成17年なんですよ。5年以上かけてるんですよ。
- 事務局 一般に一本の契約でも、林道の手前から植えていて数年、2～3年とか普通に係
ると思っていますので、属地的に何か事情があって時間がかかったところが、何
か含まれているかどうか。
- 座 長 ちょっと大きいかなと。
- 事務局 ちょっと持ち帰り確認させていただく。確認して、後ほど資料の取扱いについ
て連絡させていただくとき、この部分は。
- 座 長 数字だけをお願いします。
一応説明の方はこれでよろしいですか。一応これで説明の方は終わらせていた
だきますが、ご質問の方は。
今後の期中評価については後でご議論していただきますが、今までの評価の仕
方、各場所については標準地を設けて成長とかを調べられて、そのデータを積み
上げた形でこのような数値がでていますので、全く現地を見ずに机の上で出てき
た数字ではないのは事実です。ただ調査をしている結果が評価するときに生きて
きていないかもしれないという気はします。わかりにくい。平均値が問題ではな
くて、悪いところがあるのかなのか問題であれば、それを中心にやるとか、全
部を均等にやるのはとても難しいので、評価結果を基にやっぱり、計画を変更し
なければいけない場所についてどうすべきか、その辺をきちっと評価していくの
が役割かなと思いますので、そのいった評価をしていく上でどういう評価をして
いったらいいか、あとで議論させていただきたいと思います。
- 委 員 今回ご説明いただいた評価対象地につきまして、特に大きな問題があるとか、
一部計画を変更の必要があるという場所というのはどこか抽出されているので
すか。
- 事務局 いえ。基本的には5年前に評価いただいたところ、一部、施業方法を変更して
実施しております、その状況については今のところ変化はないのかと。施業方法
変更した上でその状態で今後も継続していくと、事務局の方では適当ではないか
なと考えております。
- 座 長 先程の造林地が増えているような所というものは、植栽面積が増えるというこ
と。その中にも当然、広葉樹林化までいかないとしても植栽面積の中で植えない
という判断を。
- 事務局 ですから基本的には、一定程度植栽面積の中で、広葉樹林化が進行した部分に
ついては、そういった広葉樹等に配慮した施業をおこなっていくと、それにつ
きましてはその面積の大小に係わらずにやっていきますので、評価の個表上は1割
程度越えたものについては、施業方法見直しの実行ということにしておりますけ
れども、実際の現場では各契約地毎に個々に状況違いますので、1割というもの
は便宜的と言ったら語弊がありますが、評価上の目安でありまして、実際の現場
では、広葉樹化したところは面積の多少に関わらず配慮していくということに
しておりますので、新しく植えた部分についても、そういった考えを当てはめてい
きたいと考えております。

座 長 例えば10%という数字が、分収契約上明確になっているというわけではない。

事務局 ございません。

座 長 前回から5年間しかたってなくて、5年っていうのが、こういう風にやるのがいいのかっていうのが次の議論なんですね。

事務局 そうですね。5年程度でもう一度やるというのに、どれだけの異議があるのかというのについて、ご意見いただければと思っております。

座 長 期中評価対象地につきまして、現地の平均値ではありますけれども、一個一個の積み上げとしてB/Cの値が下回るものはないということと、適、広葉樹林化の判断として扱っていくということで、してほしいんだということで報告されたかと思えますけれども、それでよろしいかどうか、また違う取扱いなり、契約の変更で、また違う契約の変更の仕方もあるかと思えますけれども、1つは、水源かん養機能を発揮させると、そして森林として永年生の高い林地にして補正してくというのが1つの目標でして、経済性というのはその段階ではまだ評価、木材売れる売れないというのは考えないわけですが、先を考えるとそれなりに売れる木がないときちっと経営されませんし、売った木でまた山に投資するということもできませんので、そこら辺はなかなか厳しいところかなと思いますが。ですからあまり公益化ばかりになってしまいますと、最終的には放棄される。放棄されるままであればいいんですけども、人が管理しなくなるとどうしてもいいことはないと思いますので、人の管理がきちっと行われる状態で山をつくっていくというのが、林野庁がやっている事業であると理解しております。その意味で広葉樹林化というのはある意味、生物多様性とか意味合いではいいですけども、昔で言えば不成績造林地ですので、その扱いについて、どういう風に考えるかについては、色々思いがあるかとも思います。

座 長 とりあえず、この点については一致したということで次に進めさせていただきたいと思います。

それでは期中評価結果を踏まえた事業への反映ということで資料11になります。

(資料11説明)

座 長 一般の造林地というか広葉樹化してしまっているところが広いというのは、性格上いたしかたないと言いますか、厳しいところに植えてるという証でもあると思っております。きちっと、コスト意識を持って保育されてると理解できるかと思えます。

今の件につきまして、ご質問ご意見ありますか？

座 長 よろしいですか。
では、続きまして評価単位の見直しについてご説明をお願いします。

委 員 ちょっといいですか。
これで期中評価終わるわけですか。

事務局 ここでご意見いただいたものを事務局の方でまとめまして、個表にある第三者

委員会の意見ということで、まとめさせていただきたいと思います。

委 員 そうすると、資料8-1、2の1ページ、2ページ目、3ページのこれだけのペーパーでここに含まれているところの40年契約地、これ全部の個表だといってるんですよ。これで評価できるかということです。

事務局 この個表の中で契約地、一枚で50件以上、まとめた平均ですので、なかなかそこは1件1件の契約地の評価、個別の評価というものができれば理想的ではありますが、3200件の評価対象地域がございますので、それを効率的に毎年評価しなければならないという状況になっておりますので、こういうまとめた形でご意見いただいてるというものでございます。

委 員 まとめた形で最終的な評価はいいんだけど、それをまとめるにあたって、このような現場の、このような状況がこの中の記載のこういう幅の中には実は科学的にあって、こういう事実なんですというのが評価委員のそれぞれに情報としてないとまずいと思うんです。

事務局 先程の箇所毎という説明ではなくて48個のシートがあって、この中に第三者委員会の意見という、この検討会の名において書いているということになるわけで、そこでの合意形成として、こういうタイプの所はこういうことについて留意して書いてくれと、文言は後日事務局からご提案するにしても、そういうところの整理をもう少しするべきではないか、と言うことでしょうか。

委 員 情報が足りなさすぎる。たぶん、おそらく新任の委員の先生は何をどう評価するのか、たぶん分からないと思います。

事務局 例えば資料13の所に前の17年の時の評価個表を参考に資料の13に付けさせていただいておりますけれども、3ページのところ整理番号1番の第三者委員会の意見というのがありまして、岡田委員おっしゃるように、総論でどこまで言って、各論でどこまで言うか、その判断がという話だと思いますが。

事務局 要するにこれについて事務局で今日の意見を踏まえて、どういう風に書いていくかということについての考え方の整理について、事務局からご提案申し上げて、了承を頂くという手続がないと、この委員会、最終的にここにどう書くんだという、この席での合意形成がされなかったことになってしまうということですね。

委 員 それ以前に、まとめられて、こういう実体なんですといわれても、という実体のところの情報が、やはり自然相手のことだから個々に全部違うし、そういう広い中でそれを全部まとめたらこうなりましたといっても、実はそこにでてくるものは実体ですと言って評価を求めても、実体でも何でもなくて、まとめた極めて抽象化された事実とは違うものですよ。中身は。だから事実のところはきちっと、一つは全部がでなくてはいけないとかいうことはありませんから、しかし、こういう整備局のこういう大きさのところの代表でとれば、こういう事実になってます、という資料、データ、判断する材料として、これはいかにも実態に迫ってない、我々が迫れない。

座 長 おそらくこれから話をする評価単位の見直しといいますか、どういう風に期中評価をしていくかということに関わってくる問題だろうと思います。例えばB/Cの分布ですね、高いものから低いものまで出していただいて、低いものについて検討するとかですね、そういう1個1個当然データとられて実際山があるわけですから

から、それぞれの中で問題のないところはいいと、問題のあるところについてどうしましょう、ということをここで議論していくことが大事かと。

事務局 括りの大きさとか。

座 長 括りの大きさは、このままでもいいですけど。

委 員 そうではないんです、事実をまず出せ、ということ。それがすべてを代表しているとか、こういうきちっとしたタイプの代表だということじゃなくても、こういう問題が起きてる、こういう事実で相談事になってる、あるいは、こういう想定外の森林構成になってるんだとかがあって、それがないと。

山口理事、ちょっと発言の時になってると私は思いますけれども。

事務局 山口理事から実態の補足があるとは思いますが、事務局として岡田委員のご指摘を受けて反省しなければいけないと感じましたのは、48ありまして単にランダムサンプリング的に実情を説明していくということだけではなくて、48から、構造的に、ここと、ここと、こういうところについて、先生方にこの一点についてどうしたらいいのか、ご指導いただきたい。そういうところをこの短時間で審議いただくわけですから、もう少し整理をし、ご説明し、その上で、大局的なところで、こういう風にしたらどうかとか、と提言していただいて、そういうことを踏まえて意見欄を埋める作業を本来ならしていかなければならないと、感じる次第でございます。後日私どもからご提案させていただく際に、説明として舌足らずと感じたところ、事後になりますけれども、少しでもイメージが分かるように整理した資料を作って、その上で類計的にはこういうエリアではこういう格好でまとめていかがですかというような、おはかりの仕方をさせていただきたいと考えております。

委 員 状況が刻々と変わっています。この水源林造成事業そのものの社会的意味合いというのをきちっとわかっていってもらわなければいけない、という実情にきているというか迫られているんですね。この検討会、委員会がかつてのような名前で、まさに事業評価委員会であればこれでよかったのかもしれません。しかし、その時もナーバスな関係があって、1件1件のとこをきちっと実態を踏まえつつ、この委員会に提案するフォーマットにするか、フォーマット自体の改革更新というのはずっとやってきているわけです。そして、しかるべくこの時期に至って、今回は技術を検討するための委員会だという風に名前が変わっているんです。そこを踏まえたときのこの委員会に提案するフォーマットとして、ある植栽年度、大きな所全部まとめて評価しろって時に、これは合わないと思います。山口理事に適確に表現いただければよろしいかと思いますけれども、技術を検討するための情報の出し方とそこの情報をきちっと収斂し集約していくフォーマットとして、このレベルまでかつての機構は努力したんだと、そこも踏まえた上で、技術検討の場に出していただくということが必要である。それが、全部出しなさいということでは決してございません。まさに技術検討にふさわしいものを出してくる。それがないと、この委員会そのものが一体何ですかという疑問が当然出てくる、と私は思います。

事務局 今のご指摘も踏まえて、今回の委員会の意見のまとめ方について、各個別の先生方にご相談の仕方にも工夫をさせていただきたいと思ひますし、あと、座長からも口火がありましたが、次の議題のところでもさしく、そういった改善もしていきたいと考えていますので。

研究所 確かにこれだけの件数、これだけの面積を評価。しかもデータは箇所毎ですが、膨大であります。本来であれば私は、造林地1箇所1箇所について現地を見ていただきたいというのが本音でして、そういった場で技術的なアドバイスなりをいただいてやる、というのが本来の技術検討委員会のあるべき形であろうとは思いますが。ただし、こういう場で評価をまとめていかなければならないということになると、当然限られた情報しか提供できないが、もうちょっと工夫していかなければならない。例えば③の事業の進捗状況についても、もう少し丁寧に現地状況を書いていくべきではなかったのかと、とはいえ、先生方にまとめていただかないと、これも一応期中の評価になりますので、今回は今回としてやっていただければ非常にありがたいと。

次回以降は考えていかなければならない問題だと思います。本当に先生方には現場に行ってアドバイスいただければ一番ありがたいというのが本音であります。

事務局 今回も失礼しました。日程上の都合から個別の委員で、特に新任の先生方にとりあえず現地を見ていただく企画で、通常なら現地検討会という形でオールメンバーでやっていたんですけども、日程上変則的な形になったもので、次回以降は一度は現場、この技術・テーマについて議論をいただくということで反映していく手順にしていこうと考えております。

研究所 もう一つは、先程言ったようにデータの揃え方を評価、費用便益B/C、これだけではなくて、現場の情報というか、もう少し工夫すべきかと、思っております。

委員 事前の説明は受けたんですけども、これ以外にも個表のいくつかが当然出るという理解を勝手にしてしまったものですから、これだけで先生方に評価してくれなんて、現場認識、いくらそれぞれの経験の中で補おうとしても追いつけないと思います。この表現とこれだけの箇所数、現場の多様さを考えて。

しかし、これまでの総費用では、1千億、何千億だと、その中で総費用は何分の一ですからと、これだけB/C高いんですよと言っても、実態との乖離があまりにも大きすぎる。この委員会全体としてのどういうフォーマットがいいのか、各委員に聞いたり、あるいは一・二回現場を見れば、これだけあれば補えるよというのは、そのフォーマットは委員会で決めてく、そういう性格のものだとは思いますが。

座長 区域、地域ごとに各年代ごとにまとめてきている、ここを押えざる得ないんですけども、その内容がどういうばらつきがあるというか、うまく成林していないところがあるとかないとか、そういったような情報が最低限必要なんだと思います。

委員 というのはやっぱりね、機構以降ずっと、私は技術者として成熟・成長したと思いますし、現場に対するこの細心の注意の払い方というような地域性、地域の主体のところを含めて、きちっとやってきていると思います。水源林造成事業、そこが出るような、いいところが出ないデータの集積というのは、説得力を何か攻撃があった時に説得力を持ちません。やっぱりそこが大事です。

座長 そうしますと、今、資料の作り方も含めて次の評価の仕方についても議論させていただきたいと思います。資料12ですね。

事務局 それでは、説明させていただきます。今色々ご意見いただきました中で、現状の評価の仕組み、具体的には評価の単位でありますとか、評価の期間につきま

して、問題があるのではないかなと、現状を正しく評価する為にもっと色んな改良の余地があるのではないかな、という議論があったものですから、この度、事務局としてもですね、検討いたしまして、今回案という形で提示させていただいております。これにつきまして、今回ご意見をいただきまして、その上で改めて改善案を事務局でもう一度作って、各委員におはかりした上で、来年度の評価については、できれば改良した形、新しい形で評価ができれば、という風に考えているところでございます。

(資料12説明)

座 長 今、実質的な評価の質をあげる為にどういう風な単位というか、一つはこういう資料に基づいてどういう評価を行ったらというのまずあって、その上でそれに適した括り方というのがあるかと思います。それで、岡田先生からもありましたように、確実に何を平均値として、うまくできていますという事は分かるんですけども、その中で全く問題はないのかあるのかというのが見えてこない。

もう一つは森林造成の場合に最初から50年とか80年とか長期の契約になりますので、10年を超えるのは最初から予測される事業であると。そうしますと、10年を過ぎてからどうしようかという事ではなくて、最初から80年なら80年、70年なら70年という期間の中で区切りとなるのか、一つは成林するのかどうか、あとはちゃんと収入があがるのかどうかというのを、何年かに一回ずつ見極める時期があるのではないかという風に私は思いますので、10年後に成林しているかどうか、成林してない分をどう扱うかという評価をする。それから30年で、収入間伐とか利用間伐ができるかどうか、そこまできていくかどうかという評価をする。最後に主伐として、きちんと分収ができるかどうかというものを、収入というもののだけを考えていけば、そういったような評価が考えられる。

最初に10年というのは、水源林造成として、今後継続していく価値があるかどうかというものをまずはきちんと評価した上で、まずコストとベネフィット、収益というものを、契約ですので、相手方との契約をきちっと全うできるかどうかという事の評価を入れていく。幾つか、毎10年ごとに同じ評価をするのではなくて、少し濃淡を付けていくというのも一つ必要なんではないかなという風に私自身は考えておりますけれども、ちょっとご意見いかがでしょうか？

座 長 そういう今の事務局のご提案ですと、わりと10年ごとに等しい重みづけのない同じ評価をしていくというご提案かと思うんですけども、同じ10年ごとにやっていくにしても、視点が多分違ってくる。どこをチェックすべきかというのが違ってくるかと思いますが、チェックすべき点のデータが必要なんですね。というような事とか、そういう全く同じような事を10年ごとにやるというのはちょっとそぐわないかなと思うんです。木自体が育っていきますので、全く同じ事をずっと繰り返すものではありませんし、先ほど若齢林と壮齢林を分けるという、お金のかかる地域とお金があまりかからない地域を分けるというのは一つの考え方かなと思いますけれども、それ以上に水源林造成という意味合いから、非常に厳しい場所で運営するという、その二点から、最初に対象となるのか、なったのかどうか、そこまでにどれ位お金がかかったのか、どれ位捕植を繰り返したのかとか、そういう事を踏まえて契約を継続すべきなのかどうか、契約をやるとしても相手方との収益だとかいう事については、広葉樹も含めてですけども、再度契約内容についても見直しもありえるかもしれませんし、なにかポイントポイントで重たい評価をして、それ以外は軽めにチェックする、順調に進んでいるかどうかというだけを見ていくという濃淡が必要かなと思っております。岡田先生い

かがですか。

委 員 座長さんのおっしゃるとおりだと思います。24年でしたっけ。

事務局 この今、事務局たたき台は25年になります。

委 員 それは、どこから出てきたのかというのが一つと、整備センターとしての保育の体系図というのがあって、6年と21年と各期になっているんですけど、これとの関係でどういう施業したのかということと、範囲として区分が158の根拠は何かということ。ただ、お話としてあったけれども、実はこういうところに科学的な根拠を入れてます、ないしは政策的な根拠をおきますというようなところに向けて補足説明をしてください。

事務局 まず、この25年というのはですね、V 齢級で分けております。これについては、今、今度保育間伐をですね、原則としては間伐では搬出間伐と、除伐と。間伐については、搬出間伐をこれからできる限りという事でございます。そこの区切りというのは基本的に間伐というのはV 齢級という事ですね、V 齢級越えないという事です。線引きを今林野庁の中でですね、一応目安でございしますが、それに合わせて間伐を行う齢級とそれ以前の齢級というような根拠でございします。それと、そういう区分けで今後の水源林造成事業もそれに合わせてやっていこうという準備をしておりますので、水源林造成事業の施業体系もそういったものに合わせる事としておりますので、そこでV 齢級という。

事務局 除間伐と一つ区切りだった補助の体系を除伐と間伐に分けて、除伐はV 齢級までという風に補助の体系を組み直しますものですから、勝占が言ったのはそういう説明です。で、水造も直払いの補助を受けますものですから、除伐、間伐をひとつくりにしていた除間伐の整理を、除伐と間伐に分けて考えてもらって、除伐はV 齢級まで、間伐はXⅡ 齢級までとしましたので、その補助のあたる事を持ってきております。持ってきた結果はそういう事です。

事務局 その基準を借りてきてといいますか、補助の基準を準用していく。あと、158というのは、根拠といいますか、これにつきましては、水源林造成事業というのが、水源を涵養するという主目的でございしますので、今までのように6の整備局、便宜的に森林農地整備センターの出先事務所で括するというより、水源林造成事業という事業の特性に合わせたものとしては、流域というものはいいのかなと。で、その中でも流域という中でも色々な括りがございしますが、そこはやはり数としましてですね、実質的に評価の質を落とさずになおかつより適当な数、評価単位とその評価単位に含まれる契約の件数ですね、そういったもののバランスを考えると、158くらいというのが、そういう根拠でございします。

委 員 あまり説得力を持たないなというのがあります。

水源林造成事業は、普通の造林を行い、収益性を求める事業とは明らかに性格が違います。保安林を指定する、保安林はこれこれの機能を発現してもらうという特殊な目的の為に特殊な指定施業要件を含めて、その他の森林とはこのように違うという線引きが明確にある事が特徴ですね。それをいかにも普通林と同様にV 齢級で普通林の補助体系がこうなりましたからこうします、国民に対する説得力は残念ながら自らが崩している。それではいかん、私は思います。これが一つ。

それから、二つ目については、これからの重点的な対象、事前評価も含めて行うべきは、いわば広流域でもって水源地域でっていう、こういう事が最初から張り付いている。私はそれを国民の説得力としては尊重すべき、そういう意味合い

で、むしろ流域単位で、この面的な整備はそれはそれで私も大変いいと思っておりますが、それも158で細かく分けるのではなくて、やはりそこに与えられた枠組みのところで勝負をする評価をする単位としてこうだからっていう事で、改めてそれを都合よくこれを使いましょうっていう話でいって、与えられたところ国民が理解をしたところ、その流域としての広流域44の方が説得力があると私は思います。

事務局　今の岡田委員のご意見の解説をさせていただくと、恐縮ですが、3ページ、資料の12のですね、3ページに森林計画流域158というのが書いてございます。これは、一つの県の中に三つとかそれ位の格好でありまして、流域という事を前に立てながらも、実際の河川の流域というだけではなくて、ある種行政的な括りを考慮してございます。だから川が実際県境をまたいでいっていても、その県境は森林計画という区域になっていますし、一つの県の中でも基本的には県の中での中小河川といいますか、ある種の河川のまとまりで括るんですが、ある程度行政的な地域的な一体性みたいなものを考慮して作られているものでございます。

岡田委員の意見を聞いてみまして、こういう事かなという風に感じましたが、44の広域流域の数というのは、一見47という都道府県の数と似ているんですけれども、全然都道府県とは違って、例えば、利根川という大流域になると群馬県で木を植えて水源がかん養されたものが千葉県から東京に受益するといったことです。ちょっと今、補足の紙をですね、広域流域ってどういう括りかというのを参考資料で追加で加えさせていただきます。こういう非常に大きな流域になる前は、大河川、上から下まで貫通している造りになってございまして、全国森林計画での事業量等はこの単位で整理されているというものでございます。

実際、水源林造成事業というものの、非常に広域的で自治体だけではなかなかできない部分をカバーしていく性格のものでございまして、機能が発揮される場という観点からすると、これも一つの理屈なのかなというのが当然あります。ただ、一方で最も良くこの事業の特色を反映できるものという課題がある一方で、多少実務的な課題としては、評価の質とか量について従来やってきた事とのバランスから見た時に、あるいは他の公共事業評価と同じルールの下で一定の制約がある中で個別の事業の特色を反映させていくという制約の中で、ある程度シートというか評価単位というか、数の適正性というものの、無尽蔵に労力もかけられないということもございますので、その辺のバランスを見ながらどういう風に組む。今時間軸の話と空間の話についてそれぞれのご指摘を座長から、また岡田委員からいただきましたので、そここのところを是非ご議論をいただいてですね、それを踏まえてなおかつ私ども事務局としては公共事業一般の色々なルールがある中で、一番最適なパッケージができないかなというのを考えて次回までにご提案させていただければというふうに考えております。この評価の実を取っていくという事で非常に大事な課題だと思いますので、今しばらく議論をお願いしたいなと考えてございます。

座　長　この水源林造成事業の対象地は幾つかの県にまたがっているというのは、一つの対象地になる。

事務局　例えば、個々の事業地そのものは数十ヘクタール程度という事ですけれども、ある水源林造成事業地で発揮している水源かん養機能というのは、当然先ほどの利根川みたいな大流域の例に見られるとおりで、非常に広域で発揮されているという事もあって、地元の方に委ねるのではなくて、全国一元の独立行政法人という組織が担当させていただいている所以という、そこに価値があるのだと思います。

全国一元のその組織で、色々な全国の森林、広域でですね、経験をして技術

的研鑽を積んだ職員が従事して、色んな奥地で条件の悪いところの造林ですとか、あるいはそういったところで広葉樹が入った場合の取扱いの先ほどのような話をリードしていったらという風に思っていますので、そういう意味からしてももう少し広域ところではかるというものではないかというのも一理ございます。

一方で評価制度との関係というだけではないかと思いますが、どの程度までミクロに現場の実態をどの程度ミクロのレベルで反映するかといった時に、広域がちょっと広いかどうかといった議論はあるのかもしれませんが。多分どんな案も一長一短が出てくるなと思っていまして、そこは選択の問題になってくるのかなというふうに考えてございます。

研究所 現場の方から言わせていただくと、保安林、水源かん養保安林というのは、流域単位とかそういう世界で、全国森林計画から地域森林計画、この流れ、川を中心に区切っているわけではあるんですが、一方、行政的な世界から言うと、どうしても県単位という世界で整理をせざるをえないところがあります。例えば水源かん養保安林の、保安林の指定施業要件は県単位で、県の権限に下ろされていて、植栽本数を何本にするかとかいった時には指定施業要件を踏まえなければいけないところがあり、そういった整理から考えれば一番いいのは、都道府県単位という見方もできます。

流域単位でやるのが理想だという見方もありますが、それを行った場合に現場レベルでは混乱が起きないかな、という懸念もあります。158でしたら確かに県単位になっていますからそれでいいんですが、44流域は、県境を超えるようなれば整理の仕方が困難になる。

委員 今の意見は、非常に重要な意見だったと私も思います。と言うのは、私はこの事業を考える各色々な角度から評価するという意味で大事なものは、やっぱり保安林だっていう事なんです。それは、他の森林とは違うっていう明確に違う事をきちんとアピールできるかどうかという事。ここがないと守る事はできません。だからそこを明確化する、それで言うと、評価するにあたってもあるいは地域の管理のある主体っていうか主権っていうかそういう事からも考えても、分権の中で権限が移っていますから、県の単位っていうこれは説得力はあると思いますね。

座長 中間評価というか、期中評価自体は、一つ一つの造成地がうまくいったかどうかの評価という事になるわけなんですよね。今、その流域であるとかいうと、一つ一つの水源林全体の中で、そこを水源涵養機能をうまく発揮しているかどうかという評価は流域で必要だと思うんですけども、これ自体は一個一個の造成地がうまくいっているかどうかという評価であると、その流域全体として評価をするという事がどれだけ必要なのかなと。それは水源林造成事業を進めていく上で、今全国の水源林とか、水源なりがある地域にどれだけ水源涵養機能が落ちた場所がどれ位あって、今後どういう風に回復していかなければならないかというマスタープラン的なものを作る時には流域単位で、ここらへんが悪いとか、ここは個別的に契約を進めていこうとか、そういった計画を立てる、将来的には流域単位で考えないと意味はないと思いますけど、それに基づいて契約をしたところの一つ一つの林地について、ちゃんと節目ができあがっているかどうか、というのを評価する場合には個別でもできなくはないのかなと。ですから、ここで何を評価していくのかを明確にしないとですね、どういう風に今後活動していくかという事もなかなかこじれてくるかなという風に思いますけれどね。

まず実際にはどういった場所にこの事業を提供していくかっていう基準がまずあって、それに合うもので地元から要求があったものを事前審査をして、該当するものに対して重要性の高いものから契約していくという趣旨であらうと思います

すけれども、そのどこと契約していくかという事については流域単位の中で今どこが足りないのかなと。限られた予算ですので、やっていく中で全てを賄えるならいいんですけども、やっぱり優先順位を付けざるを得ない。

事務局　まさしくこれから新規に契約しようと思うのは、全て属地、個別の箇所ごとに評価をしております。今回議題になってございせんが、期中の評価の一番理想形としては、一件ずつとか、複数の契約でも1団地のみたいなところか理想形だと思います。それが契約ベースですと19,000件程もあるという事もありまして、多分そのレベルでやっていった時に、ものすごく稀な頻度にしか当たらないとなってしまうので、どうしても、ある程度の枘といいますか、ロットで括ってやるという事は、実務的な面から避けられないだろう。それこそ、評価の為の費用対効果みたいなものでして、その部分はお許しをいただかないといけないかなと思ってございます。ただその時により属地とか技術的にどうかという事を拾っていかうとした時に、大きければ大きいほどそこは埋没してしまう部分が出てきて、細かいほどきめ細かくはなるのかなというところがあるんですが、そこはバランスかなと思ってございます。

先ほど山口理事がおっしゃったとおり、実際保安林行政との絡みで仕事をしているのも事実でございまして、どこが一番重いものとして見ていくかと。あと、軸としてたてる方でいきますと、時期の話との組合せもあります。地域を細かくふると、どうしても手間からすると、年次の方は大繰りにしないと逆に乱暴な書類の造りになってしまうという課題も出てくるのかなという感じでございます。そんなところで今、事務局のたたき台としては158と10年ごとといった提案だったわけだったんですけども、10年というのは単に一つの括りでしかないとも思っていますし、大きい小さいで言うと森林計画という事務局の提案に対して、広域という話もあれば県という話もあったということでございますので、そのどこを重く見ていくのかなというのを議論の参考にさせていただきながら、事務局の方でまたパッケージの案を、地域はこの案がいい次元軸はこの案がいいといって組み合わせた時に、うまく実際に実務的に対応可能であり、質の低下もきたさずに量も省くということにならないようにできるのか試案を、場合によったら案の1、案の2になのかもしれませんが、出させて頂きたいと考えております。

そういう意味でいいますと、今後年間のスケジュールとして現地の検討会の場と、今回のように評価をいただく場と2回は少なくともやりたいと思っています。この為だけの議論の場というのは皆様忙しい中で難しいと思いますので、事務的に例えばメールなり資料の送付なりでやり取りをさせていただいて、現地検討の時にでも、議論をもう一回いただいて、作っていくような事をさせていただきませんか。他にご意見もあるかもしれませんが、こんな格好で進めさせていただければと思います。

座　長　一年間どれ位の箇所を評価する、その都度その都度濃淡を付けるを含めてですけれども、その代わりどういう調査ができて、どういうデータが出せて、それは量によって多かったり少なかったりすると思いますけれども、そういうものも含めた議論が必要なのかなと。例えばサンプリング、たくさんある造林地の中からサンプリングなのか、各造林地ごとに1箇所くらいずつの中からの造林地を作るだとか、それも仕事量ございます。含めてあると思いますので。

いつも見て回られるのは、見て回られて、ではなくて見たところで被害を受けてるのか受けてないのかっていうものは当然カウントされていると思うのですけれども、そういったような現地調査というのは合わせてというのを含めてですね、それがないと、いくら言ってもなかなか難しいところがあると思いますので、実質的な評価なり、いいところは良くて、悪いところをどうするかっていうのがやっぱり議論。継続するかどうかですね。議論になると思いますので、計画通り状

況が進んでますっていうところは、それほど時間をかける必要性がないかもしれない。

事務局 先ほど井上委員がおっしゃった広葉樹がなんであってでもいいのかっていうご議論ですね、また座長がおっしゃったいわゆる公益的な機能、水源涵養機能をきちんと果たせるレベルになっているのかどうか、成林という意味で。それから、生育具合が、これからそれを期待できるのかどうか。いわゆる、順調に育っているかどうか、極端に言うと、座長がおっしゃったちゃんといっているところはある意味除外してもこうなんですと。それがうまくいってないところが、例えば2回補植をやってもまだ鹿の害があってそこを植えますと。それから県をまたいだ場合にも、こちらの県の施業要件、こちらの県の施業要件を機構としてはそこを継ぎ合わせをしながら、地元の所有者の方と造林者の方と話をしながらそういうレベルを維持したいと思って取り組んできました。というような、まさに技術をお場でご判断いただくようなところを個別の事例でもいいのでお出しするような、まさに私達が判断いただきたいと思うようなものを事例として、それはもう事例の数から言うと、数パーセントなのかもしれませけれど、まさに迷ったそれから迷った方を乗り越えていこうとしていますという事を、お話を提示させていただいてご判断をいただくというような形のものであって、それは数パーセントだからなんとかかなるとか、今の広葉樹の割合は13パーセントは悪くて3パーセントならいいんだとかっていう大雑把な事ではなくて、もうちょっとご判断いただくような資料の作り方っていうか、できないのか。まさに作業量はさっきおっしゃったように、こういう区分けをしていく時に必要なファクターですので、こういう事をやらずにどれ位の作業量になるのかという事は、またご説明ができるようにしたいと思います。

委員 ちょっと角度が異なりますが、先ほどは山口理事の論点として、私は十分あり得るし、考え方としてもあり得るなって思っていますはいますが、もうちょっと違う角度で、私は保安林制度だとか水源林造成というのは非常に重要で、国が自治体だとか地方というものを越えて、あるルールだとか基準だとかを抱えている持っている必要性のあるそういう制度だっていう風に思っています。状況は刻々と変わっていて、政策制度っていうものをやっぱり新しい時代にふさわしいものに見直そうっていうものすごい嵐が吹き荒れているわけですね。そこで大事なのは、私が思いますのは、ただ単に国がこれが大事だって言ってる事ではなくて、まさに地域だとか地方だとか国民を含めて大事だっていう事が、皆さんが了解できるそういう仕組み、制度、法律っていうのが、これから生き延びていくんだっていう風に思っています。

その点で考えると、実は霞ヶ関政治とは別に地方にあっては、この制度はなくなっては困る、こんなありがたい事はないんだっていう、それは間違いない事実なんです。そこがきちっと表に出ていくそういう要するに山間地域の話ですから、これは都市の話では決してありませんので。それをきちっとやっても、国がこう言ったからこうだっていう説得をしますっていう、そういう話では済まないもので、応援団というか、むしろ地域がこれを強く望んで、なおかつそこにサイエンスとしての根拠を持ちうる、それで国としてきちっとやっていきます。地方分権だから全部権限が移ったから、それぞれでやればいいんだっていう、それだけでは済まないものを我々も地方と一緒にやっていう、ある特殊さを明確化するっていう、そういう事ができる評価の単位である事がさらにふさわしいという風に思っています。山口理事の話は説得力あると思うんだけど、翻ってそれで納まっちゃっていいのかなっていう事をもう一度考えてほしい。

座長 難しいですね。

委 員 本当にそういう時期に入っている。

事務局 そうですね。

事務局 この期中評価のサイクルでございますけれども、昔8月にやってた時代もございますが、今回から3月周期でやっていきたいと思っておりますので、そういう意味ではまだ来年の評価まで時間がございますので、今日の意見を踏まえて第二次案をちょっと組んでみて、反復調整をさせていただきたいなと思います。

委 員 地方に行くと、この事業がだめだっていう人はほとんどいません。だから町村をまたいで、県をまたいで地方の応援団がこうに出てきている。当然のように我々はそこに科学的な根拠をおきながら、国として責任を同時に持つべき仕事である、だから保安林なんだ、ここがきちっと説得ができるようにそれを強く望みますね。

事務局 危機感という事で私達におきましては、今年も私は整備課長として直接支払いのお金をある程度確保できましたけれども、金額でいえば対前年100という数字を貰いました。農水省全体は、政府全体の既存の事業10パーセントカットさらに、いわゆる公共として国がやるべきというところがさらに切り込まれてくるのが今の予算の状況です。公共での意味、地域での役割ということが説明がなかなかしきれていない部分があって、私がこんな事を言うのは立場上いけないのかもしれませんが、やはり評価も仕組みの与えられた評価をやらされているというような意識があって、どうしてもそういう意識で取り組んでいくところが正直ある。そうじゃなくて、今岡田さんがおっしゃったのは、もっと打って出て、この評価の仕組みを自分らのプラスになるように、こういうところで地域の為に苦勞して乗り越えて地域の方に喜んでもらってる、しかもその事が水源涵養機能を高めることにつながって、結果としてうしろの方たちへの利益へもつながっているという事なんだという事につなげていかないと、結局やらされているという事になってしまっているのかなと。だからこそ、色々なところから批判的な事を言われた時になかなかパチンと返していけない部分があるのかなと。今日は色々ご指摘をいただいて、そういう印象をうけましたので。やれる事、やれない事がございますけれども、そういういくつかの比較論がありましたように、整理をさせていただいて、これとこれの組合せからこういう形になりますので、ご判断いただきますという事で、整理をさせていただくようになります。

座 長 ありがとうございます。他に何かご意見ありますか？

委 員 私も今回資料をいただいて、大変無機的な印象を受けたんです。数字はたくさん並んでいるんですけど、これはこれで大切な事なんだろうなと思うんですけど、正直なところ、このいただいた資料から私が何か責任を持って意見を言ってくれって言われると、どうしようというのがありまして、やっぱりそもそも私がこの委員をお引き受けした時は、全部の箇所を自分が回るのかなと思ってたんですね。で、膨大な数があるという事を知ってそれは無理だという事は納得したんですけども、自分が行けないまでも、実際に行った方に有機的な森を見ての感じとか、現地の人たちが何を悩んで、何を問題だと思っているのか、そういった情報が届くといいなという風には思いました。せっかくプロの方が現地に行ってるはずですから、その方のもっと有機的な意見がご反映されると、私達もそれに基づいて評価をしやすいのかなというのは確かです。

委 員 私も同じような感じなんですけれども、こういう評価というものは長い時間をかけてこれがいいんだという事で今までやってこられた部分があるんでしょうけれども、それはこれを見て、例えば北海道と東北が一口になっているというような、それが平均的な数字というのは、これはちょっとまずいかなという風な感触を受けましたので、もう少し元のデータが生かされるような説明の報告であるといいのかなというように思いました。そういう意味では、プロットを用いてサンプル調査したところを、例えば何個か用意しておいて、それで今回158というのでいいですけども、それでなお個表というのが生かされるような、平均的数字が出るような、全体として評価ができるようなものが望ましいのかな、というような気がしていますので。これが悪いという訳じゃありませんけれどもより良い方法がもっとあるんじゃないかなというように感じています。それをこれから模索というか決定していけるのでは、という風に思っています。

委 員 初めて参加させていただいて、先生方の色々な話を伺いながら、こういう事をやっていくんだなっていう事を今日勉強させていただいたような気がするんですが、先ほど葛城さんがおっしゃたように、私もなんとなく無機的に感じましたし、こういう資料を見るのは大学の時の色んな講義の資料のような感じで、どれも同じような事が書いてあって、本当に個々の現場のどういう状況かって言うのは逆に全然分からないような気がしましたし、なんとなくその地域、例えば北海道だと雪害のどうのこうのと書いてありますし、九州に行けば干害のどうのこうのという、なんとなく通り一辺倒の言葉だけが書いてあるような気がして。山の事って本当にこれだけなのかなっていう感じもしましたし、先ほどちょっと岡田先生もおっしゃったように、保安林の問題もある時に、おそらく先生もおっしゃるように私は佐賀県で生活をしていて、おそらくこういう事業というのは本当に地域の方々は特に望んでいる事業で、なかなか手出しをして山林の整備ができない中に、国の支援を受けながらそれを整備していけるという事は、ものすごくありがたい事だろうと思うものの、やはり先生がおっしゃるように保安林という事で固めて整備していくというのであれば、おそらく県をまたいだ連携というのも、必要になってくるのかと思うと、もっと違った形で評価だとか事業を検討していく方策もあるんじゃないかなという事も感じましたし、なんとなく私が一番最初に尋ねようかと思ってたのが、雪害っていうのは私は九州に住んでいるので、なかなか雪害というのが分からなくて、どういう木を植えても雪害になるのかなっていう印象を受けたのと、そんな雪害になるのであれば広葉樹を植えればいいんじゃないかなっていう印象を受けちゃうんですが、おそらく先生がおっしゃるように、最終的にはやっぱりお金になるものにという事を考えると、人工林、特に針葉樹林を植えていかなければいけない現状があるのかなということも、先生方のお話を伺いながら感じたわけですが、その辺り雪害に耐えうるような植林技術、苗木の選定技術というものも、せっかく補助事業としてされているのであれば、この事業の中で特に力を入れてきていただければ、特に地域としてはそういうものにも積極的に取り組めるような気がするので、そういうのも逆に私は委員として勉強させていただければなという風に感じました。

事務局 ありがとうございます。今たまたま評価の単位の括りの話で端を発して、岡田委員の言われる実感が湧くようなご説明になってないところのご指摘を各委員からもいただいた通りでございますので、評価の括りだけでなく、その改善をはかる中で、典型的な問題はこれとこれがあって、ここを紹介したいんだということが見えるような格好で、次回以降の資料を作っていきたいと思います。たゆまぬ改善ということかと思っておりますので、一つ宜しくご指導お願いしたいと思っています。

座 長 水源林造成事業の評価の仕方も年々こう少しずつ変わってきていて、林野庁のメンバー・森林総研の方々も非常にご苦労されているのは理解していますので。

ただ社会は色々求めている事も変わってきていますので、データ化できるような形でこの評価をしていくという事が大事だと思っています。時間の方になってまいりましたので、事務局の方にお返ししたいと思います。

事務局 はい、それでは、事務局の方からご連絡させていただきたいと思います。

今回議論いただきました、お手元にあります資料の関係でございますけど、それにつきましては委員会の名におきまして、ホームページでこれそっくりそのまま公開させていただきますので、宜しくお願いします。

また、委員会終了後記者対応等は事務局が一元的に行いますので、宜しくお願い致します。

また、今回の議事録案の作成ですが、今回の委員会開催した速報につきましては事務局の責任において取り纏めてですね、早急に公表したいという風に考えております。

また、議事録につきましては事務局で案を作成致しまして、各委員にお配りして意見をいただいた上でまた修正を行って、最終的に座長の了解をいただいた上で公表したいという風に考えております。

以上でございます。それでは、これをもちまして今年度の評価技術検討会を終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

以 上